

# 事業概要書

予算科目	款	2	項	1	目	5	大 事 業 名	1	庁舎管理費
中事業名	(1) 本庁舎改修事業								
担当部署	出納室								
重点分野	-								
総合計画 施策番号	-								
予算計上額								5,769	千円
財源内訳	一般財源							5,769	千円
	国庫支出金							0	千円
	県支出金							0	千円
	地方債							0	千円
	その他							0	千円
事業目的	<p>本事業は、市民が公共料金の支払い、および金融サービスを円滑に利用できる環境を確保するため、金融機関の出張所整備を行うものである。 これにより、市民の利便性の向上を図るとともに、公金の適正かつ効率的な収納管理体制を維持し、行政サービスの充実に寄与することを目的とする。</p>								
実施内容	<p>市民の利便性の向上および公金の適正かつ効率的な収納管理体制の維持を目的に、既存出納室内において、金融機関の出張所機能が発揮できる環境の構築に向けた改修整備を実施する。</p>								
事業効果	<p>窓口レイアウトの最適化により、限られたスペースで最大限の利便性と安全性を確保した収納と金融相談の窓口環境の構築に寄与する。</p>								
令和8年度 主な 事業内容	<p>①実施設計業務委託 ・現況調査、設計図書の作成、工事費の積算一式 ②改修工事 ・出納室の建具、内装改修、ロビーシャッター改修、サイン改修、電気設備改修</p>								
事業の進捗状況、スケジュール(予定)等	<p>令和8年 6月～ 7月:委託仕様書の作成、発注、契約 現地調査、基本レイアウト・設備計画の策定 7月～ 9月:実施設計業務 設計図書及び工事費積算書の作成、成果品納品 10月以降:改修工事発注・契約予定</p>								

# 事業概要書

予算科目	款	2	項	1	目	11	大事業名	1	コミュニティ振興費
中事業名	(1) 地域振興補助金								
担当部署	市民生活部 志摩支所								
重点分野	-								
総合計画 施策番号	3-9 市民等と連携したまちづくり								
予算計上額								2,500	千円
財源内訳	一般財源							0	千円
	国庫支出金							0	千円
	県支出金							0	千円
	地方債							0	千円
	その他	コミュニティ助成事業助成金						2,500	千円
事業目的	地域のコミュニティ活動に必要な備品の整備など、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の交流活動の継続と向上に寄与することを目的とする。								
実施内容	一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業において、令和7年度募集・令和8年度実施事業として、和具自治会申請分の一般コミュニティ助成事業が採択されたため、コミュニティ助成事業補助金(2,500,000円)を交付する。								
事業効果	様々な地域行事や自治会活動等、地域コミュニティ活動を継続させていくために必要な備品(デジタルカラー複合機、パソコン、草刈り機等)が不足していることから、それらを整備することで活動の効率化が図られ、地域住民へのサービス向上とさらなる連帯意識の向上が図られる。また、地域コミュニティ活動の向上効果が達成されることで安心・安全な住みよい地域づくりを推進し、良好な地域コミュニティを構築することができる。								
令和8年度 主な 事業内容	和具自治会・・・デジタルカラー複合機、パソコン、座卓、草刈り機 購入 合計 2,500,300円  (内訳)センター助成分 2,500,000円 自治会負担分 300円								
事業の進捗状況、スケジュール(予定)等	令和8年7月		事業準備						
	令和8年7月～8月		事業実施(購入・納品・検収)						
	令和8年9月～10月		事業終了・実績報告						

## 事業概要書

予算科目	款	2	項	1	目	12	大事業名	1	コミュニティ振興費
中事業名	(1) 地域振興補助金								
担当部署	市民生活部 人権市民協働課								
重点分野	-								
総合計画 施策番号	3-9 市民等と連携したまちづくり								
予算計上額								2,400	千円
財源内訳	一般財源							0	千円
	国庫支出金							0	千円
	県支出金							0	千円
	地方債							0	千円
	その他	コミュニティ助成事業助成金						2,400	千円
事業目的	地域のコミュニティ活動に必要な備品の整備など、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の交流活動の継続と向上に寄与することを目的とする。								
実施内容	一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業において、令和7年度募集・令和8年度実施事業として、神明自治会申請分の一般コミュニティ助成事業が採択されたため、コミュニティ助成事業補助金(2,400,000円)を交付する。								
事業効果	様々な地域行事や自治会活動を継続させていくために必要な事務用品(プリンター、パソコン、音響設備等)が老朽化や破損により不足していることから、それらを整備することで事務の効率化が図られ、地域住民へのサービス向上と情報共有によるさらなる連帯意識の向上が図られる。また、地域コミュニティ活動の向上効果が達成されることで安心・安全な住みよい地域づくりを推進し、良好な地域コミュニティを構築することができる。								
令和8年度 主な 事業内容	神明自治会・・・カラーレーザープリンター、パソコン、ワイヤレスアンプ、椅子、草刈り機等 購入 合計 2,628,450円 (内訳)センター助成分 2,400,000円 自治会負担分 228,450円								
事業の進捗状況、スケジュール(予定)等	令和8年5月～6月		事業準備						
	令和8年7月～8月		事業実施(購入・納品・検収)						
	令和8年9月		事業終了・実績報告						

## 事業概要書

予算科目	款	3	項	1	目	6	大事業名	1	介護保険費
中事業名	(2) 志摩広域行政組合負担金								
担当部署	健康福祉部 介護・総合相談支援課								
重点分野	3-2 医療・介護サービスの維持・確保								
総合計画 施策番号	3-4 高齢者支援の推進								
予算計上額								64,977	千円
財源内訳	一般財源							▲ 15,123	千円
	国庫支出金								千円
	県支出金								千円
	地方債							80,100	千円
	その他								千円
事業目的	<p>志摩広域行政組合では、空調機器の更新をリース方式により計画していましたが、長期金利の上昇傾向を受け、令和8年4月20日に志摩広域行政組合で実施した入札は不落となりました。</p> <p>今後も金利上昇が見込まれるなか、試算では金利がさらに1%上昇するだけで5年間に4千万円以上の負担増となり、リース方式のメリットがなくなるため、コスト抑制を図るために、より安価な「備品購入」による一括更新へと方針を転換しました。このことから、複数年契約のリース方式から単年度の一括更新へ変更することで、今回の増額補正が必要となったため。</p>								
実施内容	<p>○受電設備改修工事 受電機器・配線更新 21,848千円</p> <p>○空調更新備品購入 エアコン(55基) 58,262千円</p> <p>合計 80,110千円</p> <p>一括更新80,110千円ーリース方式15,133千円=今回補正要求額64,977千円 (予算額:必要額122,247千円ー当初予算額57,270千円=要求額64,977千円)</p>								
事業効果	要介護高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるための拠点としての機能の維持継続を図る。								
令和8年度 主な 事業内容	○受電設備改修工事 ○空調更新備品購入								
事業の進捗状 況、スケジュール (予定)等	令和8年6月下旬 令和8年8月～11月		入札、契約 設備工事、備品購入・設置						

## 事業概要書

予算科目	款	6	項	1	目	3	大事業名	1	観光誘客事業費
中事業名	(1) インバウンド誘客促進事業 (トップセールス事業に付随する地域観光資源のコンテンツ化)								
担当部署	観光経済部 観光・プロモーション課								
重点分野	4-2 インバウンドを含む観光誘客の拡大								
総合計画 施策番号	1-1 観光産業の振興								
予算計上額								6,457	千円
財源内訳	一般財源							3,514	千円
	国庫支出金	「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」補助金						2,943	千円
	県支出金								千円
	地方債								千円
	その他								千円
事業目的	重点ターゲット国である台湾に対し、トップセールスや観光セミナー等、効果的な情報発信を実施するとともに、地域資源を活用した観光コンテンツの造成・販売を進めることで、外国人観光客の滞在促進、地域内周遊及び観光消費額の拡大を図り、地域経済の活性化と持続可能な観光地域づくりの推進を目的とする。								
実施内容	<p>【事業概要】 英虞湾の海洋環境の変化に適応する海の営みや「御食国」の歴史的食文化を軸に、秋冬の閑散期や平日でも提供可能な「通年型・分散型」の体験コンテンツを新たに造成し、OTA(オンライン旅行会社)等を通じた販路開拓を行う。 これらをトップセールスや旅行会社向けFAMツアー等と連動させることで相乗効果を生み出し、誘客体制を整え、市内各地への周遊と滞在消費の拡大を図る。</p> <p>【補正理由】 観光庁「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」に採択されたことを受け、当初予算の「トップセールス事業」を、より戦略的な事業へと拡充するため増額補正を行う。 志摩市独自のストーリー性を活かした満足度の高いコンテンツを一体的に整備することで、年間を通じた外国人観光客の受け入れを可能にし、インバウンドの市内周遊と観光消費額の確実な拡大を目指す。</p>								
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>志摩市を訪れるインバウンド人数の増加及び長期滞在・観光消費額の拡大</li> <li>2026年 市内訪日外国人宿泊者数目標⇒55,000人泊</li> <li>※2025年実績 42,248人泊</li> </ul>								
令和8年度 主な 事業内容	<p>◎補正後予算額 12,650千円（一般財源 5,725千円、国庫支出金 6,925千円）</p> <p>【当初予算】トップセールス事業委託料 6,193千円          ≪内訳≫          ・台湾セールスプロモーション費 2,800千円          ・FAMツアー(旅行商品流通環境整備費) 3,393千円</p> <p>【追加補正額】観光地域資源のコンテンツ化事業 6,457千円          ≪内訳≫          ・コンテンツ造成費用 2,477千円          ・販路基盤整備・情報発信費用 3,980千円</p> <p>※【財政措置】          観光庁「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」補助金(1/2補助)          定額4,000千円+(対象経費9,850千円-定額4,000千円)×1/2=6,925千円          ≪対象経費内訳≫・FAMツアー費用 3,393千円 ・コンテンツ造成費用 2,477千円          ・販路基盤整備・情報発信費用 3,980千円</p>								
事業の進捗状況、スケジュール(予定)等	6月:観光庁補助金交付決定、台湾でのプロモーション(トップセールス) 7月:入札 8月:業務委託契約、事業開始 9月:コンテンツ商品発売 10月:市内FAMツアー								

## 事業概要書

予算科目	款	9	項	6	目	1	大事業名	1	スポーツ推進事業費
中事業名	(1) 地域スポーツ推進事業								
担当部署	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課								
重点分野	-								
総合計画 施策番号	4-3 地域を誇り、生涯にわたって学び続ける教育								
予算計上額								400	千円
財源内訳	一般財源							134	千円
	国庫支出金								千円
	県支出金	地方スポーツ振興費補助金						266	千円
	地方債								千円
	その他								千円
事業目的	公認スポーツ指導者資格の取得費用の一部を補助し、指導者が公認資格を取得しやすい環境を整備することで、休日の中学校部活動地域展開を円滑に推進することを目的とする。								
実施内容	令和9年度以降、各種大会への参加主体が地域クラブへ移行することに伴い、大会参加に必要となる「公認資格を有する指導者」を確保するため、中学生の受け皿となる地域クラブの指導者を対象に、公認スポーツ指導者資格の取得費用の一部を補助する。								
事業効果	本事業を実施することで、公認資格を有する指導者の養成、地域クラブに所属する生徒の大会出場機会の確保及び質の高い活動環境の担保につながる。								
令和8年度 主な 事業内容	公認スポーツ指導者資格取得支援補助金 400千円 (内訳) 25,000円×16人=400,000円								
事業の進捗状 況、スケジュール(予定)等	施行日:公表の日(令和8年4月1日から適用)								

## 志摩市公認スポーツ指導者資格取得支援補助金交付要綱(案)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における学校部活動の地域展開を担う指導者の確保及び資質の向上を図るため、認定地域クラブ活動において指導に従事する者が、公認スポーツ指導者資格の取得又は更新に要する費用に対し、予算の範囲内において志摩市公認スポーツ指導者資格取得支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公認スポーツ指導者資格 公益財団法人日本スポーツ協会、各競技連盟又は協会が認定する資格であって、これらが主催する大会への出場に際し指導者に保持が義務付けられているもののうち、市長が認めるものをいう。
- (2) 認定地域クラブ活動 市内の学校部活動の地域展開に伴う受け皿として、別に定めるところにより教育委員会が認定した団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 公認スポーツ指導者資格の取得又は更新のために必要な講習を受講し、当該資格を認定する団体に指導者として登録された者
- (2) 認定地域クラブ活動においてスポーツ指導に従事し、又は従事する予定である者
- (3) 取得又は更新した公認スポーツ指導者資格の有効期間が満了するまでの間において、認定地域クラブ活動での指導に従事する意思を有する者

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、公認スポーツ指導者資格の取得又は更新に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 受講料
- (2) 教材費(受講に必須のものに限る。)
- (3) 登録料(初回登録及び更新登録に係るものに限る。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、2万5,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志摩市公認スポーツ指導者資格取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 受講した講習会の内容が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 公認スポーツ指導者資格を取得し、又は更新したことが確認できる書類
- (4) 認定地域クラブ指導従事(予定)証明書(様式第2号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、志摩市公認スポーツ指導者資格取得支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、志摩市公認スポーツ指導者資格取得支援補助金交付請求書(様式第4号)により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、規則第9条の規定にかかわらず、同条の規定による実績報告を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則第10条の規定にかかわらず、第7条の規定による通知をもって、規則第10条の規定による通知をしたものとみなす。

(遵守事項)

第 11 条 交付決定者は、当該補助金に係る資格の有効期間が満了するまでの間、認定地域クラブ活動において、継続してスポーツ指導に従事しなければならない。

(従事状況の報告)

第 12 条 交付決定者は、前条に規定する従事期間内において、毎年度の指導実績について、認定地域クラブ活動の代表者の証明を付したスポーツ指導従事実績報告書(様式第 5 号)により市長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 11 条の規定に違反したとき。
- (3) その他市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金等交付決定取消通知書(規則様式第 11 号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金等返還命令書(規則様式第 12 号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。